

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年二月二十六日

奈良県人事委員会委員長 栗山道義

### 奈良県人事委員会規則第七号

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当に関する規則（平成二年三月奈良県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項第七号を同項第八号とし、同項第六号中「前各号」を「第二号から前号まで」に改め、「から」の下に「人事交流等により」を加え、「なり、これに」を「なったこと又は復帰等に」に、「適用」を「適用又は復帰等」に改め、「（人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者に限る。）」を削り、同号を同項第七号とし、同項中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十二年三月奈良県条例第二十八号）第二条第一項の規定による派遣から職務に復帰したこと又は職員の分限に関する条例（昭和二十六年八月奈良県条例第四十六号）第二条の二の規定による休職から復職したこと（以下「復帰等」という。）に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該復帰等の直前の住居から当該復帰等の直後に在勤する公署に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員

### 附則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。